

資料4

大阪府地域職域連携推進協議会及び健康おおさか 21 推進府民会議の部会設置について

第 2 次大阪府健康増進計画を策定するにあたり、より効率的、効果的な実施体制の構築のため、部会の統合、見直しを行う。

【各会議及び部会の役割】

名称	設置根拠	役割
大阪府地域職域連携推進協議会	大阪府地域職域連携推進協議会規則	<ul style="list-style-type: none">・第 2 次健康増進計画の進捗管理、評価、内容の審議、承認等を行う・各機関での保健事業の情報共有や役割を検討する
健康おおさか 21 推進府民会議	健康おおさか 21 推進府民会議規約	<ul style="list-style-type: none">・関係機関、団体等と連携し健康づくりについての各機関での取組内容を共有し、各種事業を推進する。
NCD（非感染性疾患）対策検討部会	大阪府地域職域連携推進協議会規則 第 7 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none">・大阪府におけるがん、循環器、糖尿病などの NCD（非感染性疾患）に対する施策について検討し、方向性を示していく。・第 2 次大阪府健康増進計画を推進していくにあたり、健康指標に関する整理、健康格差等の課題の検討を行う。
予防対策検討部会	健康おおさか 21 推進府民会議規約第 8 条	<ul style="list-style-type: none">・NCD 対策検討部会での施策の方向性を受け、予防対策についての取組内容の検討を行う。・各機関が協力、連携して、府民の健康づくりを推進するための事業を行う。

健康増進計画推進・評価体制案

